

## 平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

(国土交通省)

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業（コールセンター）に係る特別償却制度を、2年間延長する。</p> <p>延長：2年間</p> <p>根拠法令：過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56</p> <p>特別償却率： 機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100)</p> <p>取得価額：2,000万円超</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 百万円 (▲900 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>平成22年3月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般6年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。</p> <p>過疎地域では引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特例措置の適用期間が延長されることにより、引き続き過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが可能となる。</p> <p>また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりリバーン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる豊かな社会の実現を図ることが必要である。</p>	

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策体系における政策目的的位置付け	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進      施策目標 26 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第 30 条      租税特別措置法第 12 条第 1 項の表の第 1 号、第 45 条第 1 項の表の第 1 号、第 68 条の 27、同法施行令第 6 条の 3、第 28 条の 9、第 39 条の 56</p> <p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」とこととされている。</p> <p>「地域主権戦略大綱」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）において、「過疎地域について、これまでのハード事業に加え、地域の実情に応じた主体的かつ創意工夫に富んだソフト事業に対する支援措置を行い、国土を保全し、生産機能を守り、安心して暮らせる地域に再生すること」とされている。</p>
		<p>平成 22 年 3 月末に期限切れをむかえていた過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により今般 6 年間延長され、地域の活性化のために積極的な取り組みを行うこととされている。</p> <p>過疎地域では引き続く人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図る。</p>
	政策の達成目標	
	租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間
	同上の期間中の達成目標	<p>地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するものとする。</p> <p>また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することにより UJ I ターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現に資するものとする。</p> <p>上記の目標を達成するため、雇用の増大と定住の促進を図る観点から、過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とする 것을目標とする。</p> <p>○過疎地域人口（推計）（総務省「原口ビジョンⅡ」）      過疎地域の人口を当該地域の将来推計人口以上とする。（一部過疎を除く。）      919万人（2010年）→859万人（2015年）</p>
	政策目標の達成状況	<p>本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが可能となる。</p> <p>これまでの実績では、雇用増加人員では、平成 19 年度 2,454 人、平成 20 年度 2,367 人、平成 21 年度 1,340 人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>本特例措置により、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着に資するものであり、その結果、過疎地域の人口減少の抑制につながるものである。</p>

有効性	要望の措置の適用見込み	適用者数 平成22年度 62件 平成23年度 57件	件数 646件 609件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置により、過疎地域への企業や旅館等の進出を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域における人口減少の抑制につながり、地域の活性化につながるものである。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	事業用資産の買換特例（過疎法第29条、租特法第37条、第65条の7、第68条の78）	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし	
	要望の措置の妥当性	補助金等他の政策手段はない。 初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	【過去の適用実績（H19～H21）】 適用者数 件数 減収額 H19 79件 758件 11億円 H20 64件 821件 15億円 H21 44件 360件 5億円	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置により、過疎地域への企業や旅館等の進出を促進し、過疎地域の所得水準の向上と雇用の増大が図られ、当該地域への交流人口や移住人口の増加による人口定着がみられ、その結果、過疎地域における人口減少の抑制につながるものである。 これまでの実績では、雇用増加人員では、平成19年度2,454人、平成20年度2,367人、平成21年度1,340人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。	
	前回要望時の達成目標	期間中に①若者定住やUJIターンの促進、②所得水準の向上、③雇用の増大が図られることが期待される。	

	前回要望時 からの達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	製造業及び旅館業の誘致育成が進展し、若者定住や UJI ター ンの促進、所得水準の向上、雇用の拡大が図られているところ である。
これまでの 要 望 経 緯		<p>昭和 45 年創設</p> <p>平成 2 年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業） の追加 (直近 10 年)</p> <p>平成 12 年度：過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の 5 年延長及び対象事業にソフトウェア 業を追加</p> <p>平成 17 年度：適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 19 年度：適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 21 年度：適用期限の 1 年延長</p> <p>平成 22 年度：過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の 1 年延長及び対象事業からソフトウェ ア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加</p>